

井原市専用水道取扱要領

(趣旨)

第1条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の規定による専用水道の事務取扱いについては、法及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(布設工事の確認申請等)

第2条 法第32条の規定により専用水道の布設工事の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、専用水道布設工事確認申請書（様式第1号）及び専用水道台帳（様式第2号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、法第33条第5項の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事確認通知書（様式第3号）により、適合しないと認めたととき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、専用水道布設工事不適合通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第3条 専用水道の設置者（以下「設置者」という。）は、前条第1項の申請書の記載事項の変更の届出をするときは、法第33条第3項の規定により専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(給水開始の届出)

第4条 設置者は、法第13条第1項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出をするときは、給水開始届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(水道技術管理者設置及び変更の届出)

第5条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに専用水道技術管理者設置届（様式第7号）に履歴書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに専用水道水道技術管理者変更届（様式第8号）に履歴書を添えて市長に提出しなければならない。

(業務の委託等の届出等)

第6条 設置者は、法第24条の3第2項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による業務委託の届出をするときは、業務委託届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 設置者は、法第24条の3第2項の規定による委託契約失効の届出をするときは、業務委託契約失効届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（廃止又は休止の届出）

第7条 設置者は、専用水道を廃止又は休止したときは、速やかに専用水道廃止（休止）届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（水質検査の報告）

第8条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定による水質検査結果を、報告書（様式第12号）により、検査を行った翌年度の7月1日までに市長に提出しなければならない。ただし、水質検査の結果、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に適合しない項目があった場合は、連絡票（様式第13号）により直ちに市長に報告しなければならない。

（報告書）

第9条 布設工事の着手時に法第3条第6項の専用水道の要件を満たさなかった場合において、その後工事を伴わずに当該要件を満たすこととなったときは、設置者は、専用水道報告書（様式第14号）及び専用水道台帳に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（適用除外）

第10条 この要領は、法第50条に基づき国の設置する専用水道に対しては、適用がないものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

専用水道布設工事確認申請書

年 月 日

井原市長 殿

申請者の住所

氏名

印

（法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名）

水道事務所の所在地

専用水道の確認を受けたいので、水道法第 3 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

記

- 1 水道の名称
- 2 水道の設置場所
- 3 工事開始予定年月日
- 4 給水開始予定年月日

添付書類

- 1 工事設計書（水道法第 3 3 条第 4 項に掲げる事項を記載のこと）
- 2 居住に必要な水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 3 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- 4 水道施設の位置を明らかにする地図
- 5 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 6 主要な水道施設（7 に掲げるものを除く）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 7 導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

専用水道台帳

1	専用水道の名称					
2	設置者住所					
3	設置者氏名	TEL				
4	水道事務所の所在地					
5	水道技術管理者名	TEL				
6	沿革					
	確認申請年月日	竣工年月	給水開始年月	備 考		
7	確認(変更)の主たる内容					
	1.給水量					
	一日最大給水量			m ³ /日		
	一日平均給水量			m ³ /日		
	2.水源の種別					
	表流水	湧水	伏流水	浅井戸 (m)	深井戸 (m)	受水 (水道事業名)
	3.取水地点及び状況					
	4.水源の水量の概算及び水質試験の結果					
	水源の水量			m ³ /分・時・日		
	水質検査の結果	別添のとおり				
	5.浄水方法	消毒処理・緩速ろ過・急速ろ過・膜ろ過・その他()				
	6.給水人口等					
	世帯数			戸		
供給人数			人 (年 月 現在)			
7.その他	1 上流域又は周辺の水源地汚染源となるような施設 <有・無>					
	「有」の場合施設の種別又は名称:					
	2 水道技術管理者の資格(令第6条第1項 1 2 3 4 号)実務経験年数(年 月)					
	3 水道事業の給水区域<区域内(市・町・村:上水道・簡易水道)・区域外>					
	4 専従職員数		人(水道施設の維持管理従事者)			

整理番号

—

専用水道台帳

1 水道施設の規模・構造フロー図(取水から給水まで)

*(標高及び水位を含む)

2 水道施設の位置及び水源、浄水場の周辺状況の地図

第 号
年 月 日

住所

氏名

（法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名）

専用水道布設工事確認通知書

水道法第33条第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあつた専用水道の布設工事
の設計について、同法第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認したので、同法
第33条第5項の規定により通知します。

井原市長



第 号
年 月 日

住所

氏名

（法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名）

専用水道布設工事不適合通知書

水道法第32条第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工
事の設計については、次の事項について、同法第5条の規定による施設基準に適合しないので、同法
第33条第5項の規定により通知します。

井原市長

印

（教示）

この決定に不服があるときは、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井
原市長に対して審査請求をすることができ、また決定があつたことを知った日の翌日から起算して6
箇月以内に、井原市を被告として（訴訟において井原市を代表する者は井原市長となります。）この
決定の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます（ただし、決定が
あつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求及び訴えの提起をすることができませ
ん。）。

様式第5号（第3条関係）

専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届

年 月 日

井原市長 殿

届出者の住所

氏名

印

（法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名）

次のとおり 年 月 日付け確認に係る専用水道布設工事確認申請書の記載事項に変更が生じたので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

1 水道の名称

2 水道の設置場所

3 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更年月日

4 変更理由

給水開始届

年 月 日

井原市長 殿

届出者の住所

氏名

印

（法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名）

次のとおり給水を開始したいので、水道法第13条第1項の規定により届け出ます。

- 1 水道事業（水道用水供給事業・専用水道）の名称
- 2 給水開始予定年月日
- 3 給水開始予定区域及び人口
- 4 水道法施行規則第10条に規定する水質検査に係る検査年月日及び検査結果
- 5 水道法施行規則第11条に規定する施設検査に係る検査年月日及び検査結果
- 6 その他参考となる書類

専用水道水道技術管理者設置届

年 月 日

井原市長 殿

届出者住所

氏名

印

〔法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名〕

次のとおり専用水道の水道技術管理者を設置したので、井原市専用水道取扱要領第5条第1項の規定により届け出ます。

- 1 水道の名称
- 2 水道の設置場所
- 3 水道技術管理者の設置年月日
- 4 水道技術管理者
 - (1) 職
 - (2) 氏名
 - (3) 学歴及び水道に関する技術上の実務経験又は修了した講習

添付書類

履歴書

専用水道水道技術管理者変更届

年 月 日

井原市長 殿

届出者住所

氏名

印

〔法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名〕

次のとおり専用水道の水道技術管理者を変更したので井原市専用水道取扱要領第5条第2項の規定により届け出ます。

- 1 水道の名称
- 2 水道の設置場所
- 3 水道技術管理者の職及び氏名
旧

新

水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験又は修了した講習

- 4 変更年月日
- 5 変更の理由

添付書類

新水道技術管理者に関する履歴書

業 務 委 託 届

年 月 日

井原市長 殿

届出者の住所

氏名

印

〔法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名〕

次のとおり水道の管理に関する技術上の業務の全部（一部）を委託しましたので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

- 1 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 2 受託水道業務技術管理者の氏名
- 3 受託した業務の範囲
- 4 契約期間

業務委託契約失効届

年 月 日

井原市長 殿

届出者の住所

氏名

印

〔法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名〕

水道の管理に関する技術上の業務の委託に係る契約が効力を失ったので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

- 1 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 2 受託水道業務技術管理者の氏名
- 3 受託した業務の範囲
- 4 契約期間
- 5 当該契約が効力を失った理由

様式第11号（第7条関係）

専用水道廃止（休止）届

年 月 日

井原市長 殿

届出者住所

氏名

印

（法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名）

次のとおり専用水道を廃止（休止）したので、井原市専用水道取扱要領第7条の規定により届け出ます。

- 1 確認年月日及び指令番号
- 2 水道の名称
- 3 水道の設置場所
- 4 廃止又は休止年月日
- 5 廃止又は休止の理由
- 6 廃止又は休止後の当該地区の飲料水確保の見込

専用水道報告書

年 月 日

井原市長 殿

設置者の住所

氏名

印

〔法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名〕

水道事務所の所在地

次のとおり布設した水道が専用水道に該当することとなったので、井原市専用水道取扱要領第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

添付書類

次の事項が記載された書類

- 1 水の供給を受ける者の数及び地域に関する事項
- 2 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 3 水源の種別及び取水地点
- 4 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- 5 水道施設の概要
- 6 水道施設の位置（標高及び水位を含む）、規模及び構造
- 7 浄水方法

専用水道報告書の記載内容

1 水の供給を受ける者の数及び地域に関する事項

- ・水の供給を受ける者の数を記載するものとし、居住施設である場合は居住人口を記載し、居住施設でない場合は最大利用者数を記載する。
- ・地域に関する事項は、水道施設の所在地を記載する。

2 1日最大給水量及び1日平均給水量

- ・1日最大給水量及び1日平均給水量は、水道施設全体の給水量を記載する。

3 水源の種別及び取水地点

- ・水源の種別は〇〇市水道事業、表流水、深井戸、浅井戸等を記載する。
- ・取水地点は地先名、地番を記載し、地下水については採取深度も記載する。

4 水源の水量の概算

- ・河川水等流水占用の許可に係るものは許可水量を記載する。それ以外は取水可能量を記載する。ただし水道事業からの受水は省略できる。

5 水質試験の結果

- ・浄水の全項目の水質検査結果を添付する。
- ・水質検査結果は1年以内のものとする。

6 水道施設の概要

- ・水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力、主要施設の概要を簡潔に記載する（フローシートの添付が望ましい）

7 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造

- ・水道施設について、その設置場所、標高、水位（高水位、低水位）、規模（容量、寸法等）及び構造（形状、材質、型式等）が記載し、図で示す。

8 浄水方法

- ・浄水処理について、各工程を記載する。